

平成28年第4回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成28年12月 6日  
本日の会議 平成28年12月13日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員    2番 中村 美穂 議員    3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員    6番 安藤 克彦 議員    7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員    9番 西岡 克之 議員    10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員    12番 山口憲一郎 議員    13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員    15番 吉岡 清彦 議員    16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君    議事課 長 富永 正彦 君  
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君    副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君    総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君    建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君    教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君    水 道 局 長 木島 英利 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君    秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君  
総 務 課 長 山本 昭彦 君

会議録署名議員

2番 中村 美穂 議員    3番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会            9時30分  
散会            13時38分



○議長（内村博法議員）

皆さんこんにちは。これから本日の会議を開催いたします。

日程第1、議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例の訂正についての件を議題といたします。

本件について訂正理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

このたび議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例の訂正をお願いするに至りましたことに対しまして深くおわび申し上げます。それではただいまお許しをいただきましたので、去る12月6日に提出いたしました当該条例の訂正につきましてご説明を申し上げます。訂正箇所でございますが、第9条、表彰の具申に関する改正につきまして、「自治会長、学校長及び各機関の長」を「執行機関の長」に改めていた部分を、「自治会長、学校長及び各機関の長は」を、「各課長は、その所管する事務に関し」に訂正するものでございます。以上、議案の訂正につきましてご許可いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これから訂正についての質疑を行います。質疑はありますか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今回、訂正をされるということで、先ほど町長はそういう説明をされたかどうかあれですけど、議会運営委員会では誤りがあったという形で説明がされました。ここが誤りというふうに認められた形ですけども、これは、訂正後の文章は総務委員会の中で議論された中身がこのように変わってらっしゃるのか、それとも改めてこの誤りを指摘されてこうした文章になったものなのか、そこをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

昨日の総務文教委員会の中で、審査をしていただく中で、執行機関の長という表記、こちらの方が、例えば、選挙管理委員会の委員長、教育委員会の教育長、町においては、町長ということになりますので、本会議の中で説明をいたしました所管の課長が取りまとめという、趣旨のものとはちょっと、隔たりがあるんじゃないかという意見がございました。今回、「執行機関の長」を、「各課長は、その所管する事務に関し」と訂正することで、先日の本会議におきまして答弁いたしました考え、主旨に忠実な表記になると思っております。このたびの訂正をお願いした次第でございます。大変申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

内容について、委員会で随分お話をされたと思いますが、私たちは各課長がということで認識をしとったんですね。そうしますと、この、はじめ出された文章と全く違うということで、果たしてこの訂正だけでいいのかですね。これ上程をまずおろして、そして新たに上程するのが、私は筋だと思いますが、いかがですか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい、いろいろご迷惑をしております。今回のこの訂正の方法につきましては、議会の事務局の方と話をし、こういう形でいこうということで、今回、上げさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

事務局とお話をされたということですがね、間違いはどこでもあると思うんですよ。だから間違いをね、私はやかましく言ってるわけじゃなくて、この議事運営についてね、これだけの間違いをした文章をね、ただ訂正で済ませるのかというのは、私はおかしいと思う。数字がね、ちょっと桁が間違ってたとかいう、そういう分であればね、仕方がないんですけど、これは全く内容が違うわけですね。内容が違う議案になってるから、私はまず上程を下ろして、そして新しくこの文章にして出すのが筋だと思います。

事務局がどのような判断をされたかね、私も、私達は事務局には質問ができないものですから、同じ議会の中ですから。その辺についてはね、もう少し詳しくやっていただかないと、今後のね、やはりこういう間違いを訂正だけで済ませると、大変、議会軽視ということで、またそして、住民の皆さんは議会は慎重な審議をやっているのかということになりますので、その点についてのお考えをお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

ご指摘のことに対しましては心からおわびを申し上げます。議会軽視というつもりは毛頭ございません。事務局とも協議し、このような訂正という形でいいのではないかと、我々も、上程のしなおい云々というのも考えましたけども、これで、いいということで、議会事務局との協議もした結果、このような、提案をさせていただいております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

そうすると、事務局の判断ということで理解をしいいんですね。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

事務局というか、我々と協議しまして、最終的な判断は、こちらの方でさせていただいたということでございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例の訂正についての件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件については許可することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 13時38分）